

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	集会室の利用承認の停止又は取消し	
根拠法令及び条項	図書館規則第16条第6項	
所管部課(室)係名	教育委員会事務局 読書振興課(岡町図書館、服部図書館、庄内幸町図書館、高川図書館、千里図書館、東豊中図書館、野畑図書館)	
処分 基準	関係条項	
	基準	<p>(集会室の利用)</p> <p>第16条 第1項から第5項まで (省略)</p> <p>6 館長は、集会室の利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 利用者がこの規則に違反したとき。</p> <p>(2) 利用の目的又は内容が承認に係る利用の目的又は内容と異なるとき。</p> <p>(3) 災害その他の事故により、集会室の利用が困難になったとき。</p> <p>(4) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがある利用をするとき。</p> <p>(5) 館長が図書館運営上特に必要があると認めるとき。</p>
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	行政財産（教育財産に限る。）の目的外使用許可の取消し	
根拠法令及び条項	地方自治法第238条の4第9項	
所管部課（室）係名	教育委員会事務局 読書振興課（岡町図書館、服部図書館、庄内図書館、庄内幸町図書館、高川図書館、東豊中図書館、野畑図書館）	
処分 基準	関係条項	行政財産の目的外使用に係る基準 電気通信事業者による公衆無線 LAN サービスにおける豊中市行政財産の使用許可及び使用料等に関する要綱第9条
	基準	<p>【地方自治法】 第238条の4 第1項から第8項 省略</p> <p>9 第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。</p> <p>【行政財産の目的外使用に係る基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊中市又は豊中市教育委員会において、公用又は公共用に供するため必要が生じたとき ・当該許可に付した条件に違反する行為があると認められるとき ・不正の手段により使用の許可を受けたとき ・使用者が暴力団厚生委員又は暴力団構成員と密接な関係にある者と認められたとき <p>【電気通信事業者による公衆無線 LAN サービスにおける豊中市行政財産の使用許可及び使用料等に関する要綱】 (登録の取消し)</p> <p>第9条 事業者が暴力団又は暴力団密接関係者に該当すると認められるときは、第2条第1項前段の登録を取り消すものとする。</p>
	参考事項	
備考		